

	務違反に該当すると考えられることから、被告へ当社対し1億5440万円を支払うよう損害賠償請求を行うといった内容となります。
--	---

2. 公告について

本件訴訟告知につきましては会社法第849条第4項の規定に基づき、速やかに当社ホームページにて電子公告を行います。

3. 監査等委員会の判断

当社監査委員会は、事実関係の精査を含め慎重に検討を進めております。現時点では、監査等委員会の検討が終了しておりません。

4. 取締役会の意見

取締役会といたしましては、監査等委員会の検討が終了した後、必要に応じて対応を検討いたします。

5. 今後の対応

本件につきましては、現時点において監査等委員会による検討が未了となっておりますので、これらの検討が終わった段階で、速やかに監査等委員会の判断及び当社の見解をご報告させていただきます。当社といたしましては、当社グループの資産を守り、最善を尽くして参りますので何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

以上